資料４

別　紙（地域内フィーダー系統）

令和８年１１月　　日

（名称）御所市地域公共交通会議

| １．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性 |
| --- |
| コミュニティバス<br>多様な都市機能が集積している市北部において運行するコミュニティバスは、自家用有償旅客運送型公共交通として位置づけます。運行形態としては、近鉄御所駅を起終点とした定時定路線型により、市が主体となって運行及び財政支援を行っています。また、多くの人が市北部にある鉄道駅や病院、商業施設等の主要施設を周遊することができる利便性の高いものとして、市民の日頃の移動を支援する役割を担っており、本市の公共交通ネットワークを構築するうえで特に重要な路線となっていますが、その運営は厳しい状況にあります。以上から、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する必要があります。 |
| ２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 |
| （１）事業の目標 |
| コミュニティバス１日あたりの平均利用者数の合計値を 50 人以上(2025 年度実績 45.5 人)とする。<br>コミュニティバスの収入を直近年度より 5%以上とする。御所市からの支出を 28,420 千円とする。(直近年度支出額 28,420 千円)収支率を 10.7%以上とする。(直近年度の実績 10.7%)<br>コミュニティバスの運営に係る市の年間財政負担額を 25,357 千円とする(直近年度の実績 25,357 千円) |
| （２）事業の効果 |
| コミュニティバスなどの公共交通を維持することにより高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。 |
| ３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 |
| 公共交通の利用促進を行う(御所市)<br>ダウンサイジングした車を導入することで経費の削減を行う(御所市) |
| ４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者 |
| 表１を添付 |
| ５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 |
| 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る系統について、その運行に係る費用総額約 30,954 千円のうち運行収入及び国庫補助金を差し引いた金額を御所市が負担する。 |
| ６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法 |
| 利用者数や収支については事業者からの数値を基に測定する。<br>また評価シートを用いて事業の効果を評価する。 |

別　紙（地域内フィーダー系統）

| |
|---|
| ７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| ８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |
| ９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項<br>**【地域間幹線系統のみ】** |
| ※該当なし |

別　紙（地域内フィーダー系統）

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
**【地域内フィーダー系統のみ】**

表 5 を添付

11. 車両の取得に係る目的・必要性
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

・現在の輸送量に対して定員数が大きい車両をダウンサイジングすることで車両コスト等の諸経費を抑える。
・車両のダウンサイジングすることで現在の車両では運行できない経路の通行も可能となり、新たな運行ルートを考えることが出来る。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

（１）事業の目標

コミュニティバスの運行経費を 5%削減する。
コミュニティバス利用者数を 5%以上増加させる。

（２）事業の効果

コミュニティバスなどの公共交通を維持することにより高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

表 6 を添付
なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する系統(1)(2)の車両取得について、購入費用総額のうち国庫補助金を差し引いた差額分を御所市が負担する。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
**【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

別　紙（地域内フィーダー系統）

| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果<br>**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
|---|
| （１）事業の目標 |
| ※該当なし |
| （２）事業の効果 |
| ※該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】** |
| ※該当なし |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論 |
| ・令和 6 年 6 月 25 日　地域公共交通計画認定申請について合意<br>・令和 6 年 11 月 15 日　御所市地域公共交通計画の評価等結果を報告<br>・令和 7 年 6 月 24 日　地域公共交通計画認定申請について合意<br>・令和 8 年 1 月 21 日　地域公共交通計画変更届について合意<br>・令和 8 年 1 月 21 日　御所市地域公共交通計画の評価等結果を報告<br>・令和 8 年 1 月 21 日　令和７年度地域内フィーダー系統確保維持事業の評価について報告<br>・令和 8 年 6 月 26 日　地域公共交通計画認定申請について合意<br>・令和 8 年 10 月　日　地域公共交通計画変更届について合意 |
| 19. 利用者等の意見の反映状況 |
| 市のホームページにて本計画に関する意見を募集した。公共交通利用者を対象とした乗り込み調査や高校生以上の御所市在住者 2000 名を対象にアンケート調査を行なった。その結果、コミュニティバスの適切な運行本数や運行時間帯の見直しの意見や将来的には公共交通を利用したいといった意見が強く、そちらに重点を置いた計画とした。 |

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）　奈良県御所市１番地の３
（所　属）　企画政策部企画政策課企画係
（氏　名）　中谷　優太郎
（電　話）　0745-44-3166
（e-mail）　kikaku@city.gose.lg.jp

**注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。**

**実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。**

**各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。**

**※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。**